

暮らしに欠かせない「税」 あなたは関心を持っていますか？

毎年11月11日から17日は「税を考える週間」です。

今回は七尾市役所の加地税務課長に税に関する質問をしてみました。

「税を考える週間」の目的は？

皆さん一人ひとりに税の意義や役割を知っていただき、税に関する知識と理解を深めていただくことです。市では七尾税務署と協力しながら様々な行事を行う予定ですので、この機会にぜひご参加ください（7ページ参照）。

税務課長の立場から見る七尾市の状況はどうですか？

最近の景気低迷の中、どの家庭においても家計の支出が厳しい状況であることを、税の納付状況から知ることができます。特に地震災害に



七尾市役所税務課長
かじもとむ
加地 求

遭われた方々につきましたは、税に関する優遇措置があったとはいえず、いまだに厳しい状況に変わりないことを察しております。

そんな状況の中でも、皆さまの納税意識の高さのおかげで、納付についてご理解をいただき感謝しています。

これまで納税活動組合に交付していた奨励金を廃止するということですが、今後税金はどのようにして納付すればよいのですか？

納税組合長を通じて、市民の皆さまには既にお知らせしておりますが、来年度からはそれぞれの納税者自

身で納付していただくこととなります。

納付書で最寄りの金融機関の窓口で納付することもできますが、市では便利な「口座振替納付」を勧めています。

口座振替にしますと、うっかりした納め忘れもなく、確実に納期ごとに振替されますのでご安心かと思えます。納税組合加入の皆さまにもご理解をいただきながら、口座振替への移行をお願いしています。



税の収納率が低下したり、未納が積み重なった場合はどうなるのですか？

今年度から税務課は3つのグループ制（市民税・資産税・収納）をとっています。そのメリットを活かし、税務課各係の枠組みを超えて、全員が収納率の向上と新規滞納者の抑制に努めています。

9月9日に行われた「租税教室」の感想文をご紹介します。



能登島中学校3年 瀬成 わこ さん

私は「税なんてなくなれば良いのに」と今日まで思っていました。でもそれは間違いでした。普段なにげなく使っている物が、税でまかなっているのなんて知らなかったからです。

例えば道路。広い道を作ったり、きれいにしたり、直したりなど、あれはすべて私たち国民が払っている税で行っているのです。私は自分が払った税がどこに行くのか、どうなるのか知ろうともしませんでした。今日の租税教室のおかげで税について知ることができました。そして税は私たちにとても大切なんだということも分かりました。税に対する意識も変わりました。税があるからこそ、私たち国民がこんなに豊かな生活を送っていただけるのだな。ということが気がつくことが出来ました。

これからは税をいやいや出すのではなく、「私たちが国を豊かにするために！」と思って払いたいと思います。

昨年度から「税源移譲」(所得税を減らして住民税を増やす)が行われ、市の財源に占める市税の割合は、27・6%(平成18年度から、33・4%(平成20年度)へと増加しており、金額にして6億4千900万円も増えております。

ただし、形式上はこのことで地域の実状や住民ニーズにあった行政サービスの提供ができることになっていきますが、「自主財源の確保」がされてこそ、健全な財政運営ができるのです。そのためにも、課税・納税ともに、公平・公正でなければなりません。きちんと納税している大多数の市民の目線に立ち、しっかりと徴収し、税の納付が滞っている方に対しては、財産の差し押さえや公売処分を行うなど、市の持つ権限の中で毅然とした立場で努めていきます。



国民健康保険税について、全国的に納付方法がとりざたされましたが？

そうですね。国民健康保険税は、今年度から年齢によって「後期高齢者医療制度」と従来どおりの「国民健康保険制度」とに分かれることになりました。国民健康保険税につきましては、第4期(10月納期分)から「年金天引き」が始まっていますが、これも一定要件を満たしていれば、口座振替や納付書で納めていただくこともできます。

国民健康保険税に関しては保険課(ミナ・クル2階)で業務を行っています。税金ということなので納付については税務課が担当しています。

毎年のように税制改正が行われていますが、今後の見通しをお聞かせください。

大きなものとしては、個人住民税の公的年金からの徴収(特別徴収)が平成21年10月から始まります。また、ふるさと納税をしていただいた方については大幅な寄附金控除が受けられるようになっていきます。

今後も関連広報に関心を持ち、ご理解をいただきたいと思います。ご不審な点などがあれば、お気軽にお問い合わせください。

問 税務課 ☎ 53-8414



小・中学生による「税に関する作品」入選作品展示
日時：11月8日(土)～17日(月)
場所：パトリア2階

納税表彰式
日時：11月13日(木)15:00～
場所：フォーラム七尾ホール

納税者感謝の集い
日時：11月20日(木)13:30～
場所：七尾市役所201会議室
講演会
「少子・高齢社会と税」
講師 七尾税務署長 能澤要一氏

税理士による無料税務相談
日時：11月16日(日) 10:00～15:00
場所：アルプラザ鹿島 セントラルコート1階 (12:00～13:00除く)